

# 令和4年度聴覚障害児支援中核モデル事業報告書

都道府県名：静岡県

## 1. 地域の現状と課題

新生児聴覚スクリーニング検査を実施する分娩取扱機関から精密聴力検査医療機関へとつなげる体制は整いつつあるが、refer 児の精密聴力検査結果の把握や難聴と診断された以降の支援体制は十分とは言えず、新生児聴覚スクリーニング検査から幼児期、学齢期以降へと切れ目のない支援体制を構築するため医療、福祉、保健、教育それぞれの役割を明確にし、これまで以上の連携が求められている。

## 2. 都道府県等におけるこれまでの活動・取組

| 関連事業                                    | 内 容  |
|---|--|
| 新生児聴覚スクリーニングフォローアップ事業【H22年度～】           | 乳幼児聴覚支援センターの専門技術職（言語聴覚士）により、新生児聴覚スクリーニング検査等の受診啓発や相談事業、医療機関及び市町等との連絡調整等を行う。H26年度に「新生児聴覚スクリーニング検査と事後対応マニュアル」を改訂し、H29年度に言語聴覚士を1名増員するなど、難聴児の早期発見・早期支援（療育）に係る体制の充実を図っている。 |
| 補聴援助システム貸与事業【H24年度～】                    | 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対する切れ目ない福祉サービスの一つとして、学習機会の確保を図り、健全な発達を支援するため補聴援助システムの送受信機の貸出し業務を実施している。  |
| きこえの手帳【H25年度～】                          | 新生児聴覚スクリーニング検査により発見された聴覚障害（疑いを含む）児の聴力検査結果等を経年的に記録できる手帳を作成し、治療や支援に活用している。   |
| 新生児聴覚検査体制整備事業費助成【H28年度事業】               | 県内分娩取扱機関に対し、新生児聴覚スクリーニング検査の実施に必要な検査機器の整備費用の助成を実施【医療機関整備率100%】<br>※補助率 県 1/3 事業者 2/3（助成上限額 1,000 千円）  |
| 新生児聴覚スクリーニング検査の公費助成【H29～市町事業】           | H28年度「新生児聴覚検査体制整備事業」により県内全ての分娩取扱機関で新生児聴覚スクリーニング検査が受検できる体制が整ったことを契機に、H29年度から県内 32 市町で、H30年度から県内全市町で検査費用の公費助成が開始となった。  |
| 新生児聴覚検査体制整備事業費助成【R2年度事業】                | 県内分娩取扱機関に対し、新生児聴覚スクリーニング検査の実施に必要な検査機器（自動ABR）の整備費用の助成を実施（県内病院、診療所、助産所 22ヶ所交付決定）<br>※補助率 国 1/2、県 1/2（助成上限額 3,600 千円）   |
| 新生児聴覚スクリーニング検査の情報管理システム（新スクアプリ）【R3年度事業】 | R3年度より新生児聴覚スクリーニング検査、精密聴力検査の情報管理や保護者への受診勧奨、情報提供を目的に開発。現在は、試験的にアプリを運用し、本格的な活用を目指している。   |
| 難聴児療育体制強化事業【R4年度事業】                     | 本県の難聴児への療育を担っている医療と教育の連携を強化し、適切な手法による療育方法を確立することを目的として、聴覚支援の先進国であるオーストラリアのシェパードセンターで派遣研修を実施した。今後は、シェパードセンターの支援を受けながら、本県の療育手法の確立に取り組んでいく。                             |

### 3. 本事業での取組

事業を静岡県立総合病院へ委託し、乳幼児聴覚支援センターを設置している。

#### 1) 協議会の設置について

##### ①協議会の構成員（所属（役職））

日本耳鼻咽喉科学会静岡県地方部会（理事・医療福祉委員・精密聴力検査機関担当医） 静岡県産婦人科医会事務局、新生児科医静岡県言語聴覚士会（会長）、精密聴力検査機関（言語聴覚士）、静岡県立聴覚特別支援学校（学校長・教育相談担当）、静岡市・浜松市母子保健課、静岡県乳幼児聴覚支援センター、静岡県（教育委員会特別支援教育課、障害福祉課、こども家庭課）

##### ②協議会の開催回数、開催日、議題、出席状況

ア 開催回数

年 2 回

イ 開催日

令和 4 年 6 月 23 日（木）

令和 4 年 12 月 1 日（木）

ウ 議題（報告事項）

- ・「静岡県の乳幼児聴覚支援の今後の課題について」
- ・「「難聴児就学支援医師意見書」の導入と予想される影響について」
- ・「幼稚部在籍の難聴児の就学進路について」
- ・「静岡県立聴覚特別支援学校からの報告（相談者数と人工内耳装用者数）」
- ・「令和 3 年度新規相談者のうち、新生児聴覚スクリーニング検査を PASS した事例について」
- ・「きこえの相談室業務の近況について」
- ・「令和 4 年度難聴児等支援関連事業 予算報告」
- ・「静岡県の乳幼児難聴支援の今後の取り組みについて」
- ・「難聴児の就学先への関与～多職種の関与～」
- ・「「難聴児療育体制強化事業・オーストラリア研修」報告と今後の療育支援のための活動について」

エ 出席状況

令和 4 年 6 月 23 日（木） 56 名 、 令和 4 年 12 月 1 日（木） 52 名

##### ③コーディネーターの職種と経験年数

言語聴覚士 3 名

- ・聴能言語士 20 年、言語聴覚士 22 年
- ・聴覚特別支援学校教員 38 年、言語聴覚士 4 年
- ・言語聴覚士 14 年

##### ④コーディネーターの主な役割

福祉部局と教育部局が連携を強化し、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児と保護者に対して適切な情報提供と支援をすること。

#### 2) 関係機関との連携

##### ①現状

聴覚障害児及び保護者への早期支援・介入を目的に、聴覚特別支援学校、精密聴力検査機関、

市町保健センターとの連携が必要である。

## ②実施内容及び手法

- ・「聴覚障害児支援対策委員会」を開催し、関係機関で情報を共有し連携強化を図る。
- ・補聴機器を装用する聴覚障害児への補聴援助システム貸与（貸与業務は「4 巡回支援」で実施）を通じて、在籍園・学校の担当教員へ個々の聴取能力に応じた情報提供を行い、聴覚特別支援学校と連携する。
- ・聴覚障害児の適切な就園、就学先について支援する方法を検討する。

## ③結果

- ・以下の委員会を開催し、連携強化を図った。

|                          | 実施回数 | 参加者   | 主な議題等   |
|--------------------------|------|---|---|
| 月例運営委員会                  | 9回   | 精密聴力検査機関の医師、耳鼻科医師、乳幼児聴覚支援センターの言語聴覚士、行政担当課（母子保健、障害福祉、特別支援教育）   | ・各担当事業の進捗状況の確認<br>・意見交換等                        |
| 就学支援ワーキンググループ            | 6回   | 静岡県地方部会福祉医療委員長、きこえとことばのセンター長、乳幼児聴覚支援センターの言語聴覚士、聴覚特別支援学校学校長、静岡県教育委員会（特別支援教育、義務教育、健康体育課）                      | ・就学支援委員会の現状調査実施報告<br>・インクルーシブ教育について<br>・意見交換等   |
| 聴力検査結果の情報共有に関するワーキンググループ | 5回   | きこえとことばのセンター長、産婦人科医院医師、助産所助産師、精密聴力検査機関医師、看護師、検査技師、県助産師会会長、乳幼児聴覚支援センターの言語聴覚士、聴覚特別支援学校学校長、静岡県こども家庭課、静岡市子ども家庭課 | ・医療機関と行政の協力体制について<br>・聴力検査結果の情報共有について<br>・意見交換等 |

## 3) 家族支援の実施

### ①現状

聴覚障害児の保護者に対する相談（育児）支援を中心に人工内耳・補聴器の装用について、個々の聴取能力に応じた聴覚活用手段（音声言語をはじめ手話などの補助手段）等の適切な情報提供を行う必要がある。

### ②実施内容及び手法

- ・聴覚障害の保護者または、子どもの聴覚に不安のある保護者等に相談支援を行う。

- ・0～2歳を対象とした「難聴児の家族交流会（きこえのおへや）」を開催。また親子遊びや絵本の読み語りなどを通じて、家族同士の交流を図り、保護者が孤立しないよう、不安軽減に努めている。
- ・きこえの手帳の作成、配布（「きこえの手帳」は聴覚障害児の検査結果や、経過記録をまとめるもの。医師や言語聴覚士、市町保健師、学校の先生等に検査結果を正しく伝えることができ、支援や指導の参考とする。）

### ③結果（対象者、実施回数、支援内容等）

| 内容        |          | 実績       |
|-----------|----------|----------|
| 個別支援      | 電話相談     | 30件      |
|           | 面談相談     | 18件      |
|           | オンライン相談  | 0件       |
| 親子教室      | 参加人数（件数） | 17名（13回） |
| きこえの手帳の作成 |          | 130部     |

## 4) 巡回支援の実施

### ①現状

リファーマから難聴と診断された直後の早期支援、介入体制づくりが不十分であり、適切なタイミングで医療や療育の提供が行われていない。また、各地域の教育、保健、福祉、医療の連携が不十分であり、必要な支援や情報が全ての難聴児へ行き届いていない。

### ②実施内容及び手法

- ・聴覚障害児の学習機会の確保を図り、健全な発達を支援する目的で、ロジャーなどの補聴援助システムの貸与を行う。
- ・補聴援助システムを貸与した全ての聴覚障害児について、聴覚特別支援学校や通級指導教室担当教員とともに、言語聴覚士が市町の通常園、学校等に対して巡回指導を実施する。
- ・地域における保護者への相談支援の場として「親子教室」と共に東部・中部・西部の精密聴力検査機関で巡回相談を開催する。

### ③結果（対象者、実施回数、支援内容等）

| 内容          |              | 実績  | 備考              |
|-------------|--------------|-----|-----------------|
| 補聴援助システムの貸与 |              | 12件 | 軽度1件、中等度9件、重度2件 |
| 巡回指導の実施     | 聴覚特別支援学校、通常校 | 20回 | 通級指導教室巡回訪問      |

## 5) 聴覚障害児の支援方法に係る研修の実施

### ①現状

言語通級指導教室を担当している教員や、聴覚特別支援学校の教員は必ずしも聴覚障害専門ではないため、教育現場における聴覚障害児に対する理解を深める必要がある。

### ②実施内容及び手法

- ・集団生活における難聴児支援への理解を促進するため、当該児が通う聴覚特別支援学校教員を

じめ難聴特別支援教室、言語通級指導教室担当者、在籍校教員向けの精密聴力検査機関の耳鼻科医師による講話等の研修会を行う。

- ・難聴特別支援教室や言語通級指導教室を巡回訪問指導を行い、在住地域での適切な療育を支援する。

### ③結果（対象者、実施回数、研修内容等）

| 研修会名称            | 対象者                              | 実施回数 | 内容   |
|------------------|----------------------------------|------|--|
| 小児の難聴と人工内耳       | 教育関係者、言語聴覚士、助産師・保健師・行政<br>計 41 名 | 1 回  | 人工内耳装用児が通う施設、学校や園の先生向けに、人工内耳の基本的な知識の紹介、人工内耳を装用している小学生、中学生、高校生、社会人の方から体験等を聞き、人工内耳装用児への理解を深めていく。 |
| 難聴児に関わる専門職種向け研修会 | 教育関係者、言語聴覚士、助産師・保健師・行政<br>計 71 名 | 2 回  | 小児難聴担当者向けに、難聴児やその家族に対してより充実した言語、コミュニケーションが現場で提供できるよう実践向けの研修を行う。                                |
| 市町保健師向け研修会       | 行政関係者<br>計 91 名                  | 5 回  | 難聴児の早期発見の意義や聴覚検査、フォローまでの流れについて市町保健師へ研修を行い、専門性の向上を図る。   |

## 4. 考察

### ・本事業の実施前後で改善したこと。

- ①本事業前から有志により運営してきた「静岡県聴覚障害児を考える医療と保健福祉と教育の会」を協議会として位置づけることができた。
- ②協議会に加え、各種ワーキンググループ及び月例運営委員会を立ち上げ、医療、福祉、保健、教育の関係者が集まり情報交換等を行う機会が増え、難聴児支援における現状や課題（改善点）を共有することができた。

### ・本事業を実施した際に、困難と思われたこと及び明らかになった課題。

- ①本県の聴覚障害に対する療育を担っている医療、教育関係機関にて療育に対する評価や手法が異なり、また相互の連携が不足している。
- ②難聴児であっても早期発見、早期治療、適切な療育を行うことにより、通常校で健聴児と同様の学校生活を送ることができるようになり、その後の高等教育、社会生活の自立が期待されるため、必要時、就学支援委員会や就学後の難聴児の支援の場に医師や言語聴覚士等の専門家の意見を取り入れられるような仕組みが必要である。
- ③補聴器や人工内耳を装用した児が、通常校へ進学した場合に、医療と教育で連携して支援を行うことが重要である。